

社会福祉法人 房 香 会

役員及び評議員の報酬等に関する規程

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款に則り社会福祉法人房香会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議会の出席)

第3条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。但し、評議員を兼ねる理事が同一日に開催される双方の会議に出席した場合、どちらか一方の報酬を支払うものとする。

2 交通費の実費が、別表1を超える場合には、その実費とする。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 理事が理事会以外で法人及び施設経営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

評議員が評議員会出席以外で法人及び施設経営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

又、同一日に理事会あるいは評議員会が重なった場合には、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。これは、理事長及び監事にも適応する。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給する。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(改正)

第7条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は平成 16 年 10 月 1 日から施行

平成 20 年 3 月 29 日、第7条(適用除外)の削除

平成 20 年 5 月 23 日、第4条(理事及び評議員の報酬)の一部改定

平成 21 年 3 月 27 日、第4条 別表2 理事及び評議員業務報酬等の一部変更

平成 22 年 5 月 24 日、第3条 2項 別表1 弁償費(交通費)の一部変更

平成 25 年 3 月 23 日、第4条 別表1,2,3 の一部変更

別表1

名 称	報 酬	弁 償 費 (交 通 費)			その他 弁償費
		市 内	市 外	県 外	
理事会出席報酬等	7,000円	1,000円	2,000円	10,000円	実 費
評議会出席報酬等	7,000円	1,000円	2,000円	10,000円	実 費
監事監査指導報酬等	10,000円	1,000円	2,000円	10,000円	実 費

別表2

名 称	報 酬 (1日につき)	報 酬 限 度 額 (1月につき)	弁 償 費
理事及び評議員 業務報酬等	30,000円(1日) 15,000円(半日)	実働日数	実 費

別表3

旅 費	宿 泊 費	報 酬 (1日につき)	弁 償 費
実 費	実 費	30,000円	実 費